

令 5 市秋評委第 7 号
令和 5 年 1 0 月 3 0 日

秋田市長 穂 積 志 様

地方独立行政法人市立秋田総合病院
評価委員会委員長 鈴木 明文

地方独立行政法人市立秋田総合病院の第 2 期中期目標期間の
終了時の検討について（答申）

令和 5 年 1 0 月 1 2 日付け令 5 福総第 2 1 3 6 号で諮問のあった地方独立行政法人市立秋田総合病院の第 2 期中期目標期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 3 0 条第 2 項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法第 3 0 条第 1 項に規定する地方独立行政法人市立秋田総合病院の第 2 期中期目標期間の終了時の検討について、案のとおりとすることを適当と認めます。

地方独立行政法人市立秋田総合病院の第2期中期目標期間の
終了時の検討について（案）

地方独立行政法人市立秋田総合病院は、「地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標期間に係る業務実績見込み評価書」のとおり、中期目標で指示した項目がおおむね達成される見込みであることから、法人の行う業務運営および地方独立行政法人としての組織形態は適切なものであると認められ、法の規定に基づく法人の業務の廃止・移管や組織の廃止等の所要の措置を講ずる必要はないものと判断される。